

平成28年度第2回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会第4部会摘録

日 時 平成28年5月27日（金）午後2時00分～午後2時50分

場 所 職員会館かもがわ第1会議室

出席者 明石部会長，大藪委員，片田委員，近藤委員

事務局 新井企画係長，田中担当係長，越中（監査適正給付推進課）

事業所管課

後藤課長補佐（施設福祉係長事務取扱），谷淵担当係長，森下在宅福祉第一係長，三村，胡桃，松本（障害保健福祉推進室）

議事 指定候補者の選定方法及び審査基準について
障害福祉サービス事業所（洛南身体障害者福祉会館，山科身体障害者福祉会館・山科障害者授産所・やましな学園及び山科障害者デイサービスセンター，みぶ身体障害者福祉会館・みぶ障害者授産所及びみぶ学園，地域生活支援センター朱雀工房及びなごやかサロン，児童療育センター（旧相談・診療部門スペースを除く）及びきらきら園，児童療育センター（旧相談・診療部門スペース）なないろ）

（〇は，委員発言）

新井係長 それでは保健福祉局指定管理者選定委員会第4部会を開催する。事務局側の進行を務める，監査適正給付推進課企画係長の新井です。本日は同課担当課長の山本が市会対応のため出席できないため，代わりに議事進行を担当する。

京都市保健福祉局指定管理者選定委員会設置要項第7条第3項により，「部会は，これを構成する委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。」と規定されているが，本日4名の委員の出席があり，会議が成立することを報告する。

さて，これから審議する議事は，障害福祉サービス事業所に係る指定候補者の選定方法及び審査基準についてである。

なお，本日の委員会については，京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開での審議とする。

それでは，これからの議事進行は明石部会長にお願いする。

明石部会長 それでは，議事に入る。

「指定候補者の選定方法及び審査基準について」審議する。対象施設は障害福祉サービス事業所である。限られた時間の中ではあるが，忌憚ない意見等を願う。

それでは，初めに保健福祉局として統一されている部分について事務局から説明し，引き続き，障害福祉サービス事業所を所管する

障害保健福祉推進室から、固有の部分について説明願う。

新井係長 〈案件説明〉

障害保健福祉推進室 〈案件説明〉

明石部会長 事務局及び施設所管課の説明について、質問や意見等あれば、
願います。

○ 最初の要項は対象施設数が3つということか。

障害保健福祉推進室 そうである。最初の要項が3施設、次が1施設、最後のものが2
施設である。

○ 最後のものは同じ施設だが2つなのか。

障害保健福祉推進室 そのようになる。現状もそれぞれ違う指定管理者が管理している。
競争等があれば、結果として同じ指定管理者となることもあり得る。

○ 職員数が要項ごとに違うが、根拠法などが書かれているので、調べ
れば分かるのだろうが、複数の事業を同時に実施しているような場合、
どの根拠法がどれに対応しているかなど、特に2つ目の要項はわかり
づらい。

障害保健福祉推進室 身体障害者福祉会館には特に決まった職員数はないが、障害者
総合支援法に基づくサービスについては、サービスの種類毎に、
利用者の障害の重さにもより決まる支援区分（6段階）の平均値
と定員数によって、各職種毎の必要職員数が決まってくる。それ
に加えて管理者の配置が必要となる。

相談支援センターについては少し特殊。

新井係長 補足すると、職員数の審査に当たっては、事務局で職員数が充
足しているか計算し、一定の仮評価と記載事項確認・整理票の作
成を行う項目である。その上で疑問点等あれば、事務局、所管課
から説明させていただく。

明石部会長 他に意見はあるか。ないようであれば採決に入る。

